

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	住宅政策課
委 託 業 務 名	住宅管理システムシステムサポート業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 1 号
概 要	住宅政策課及び大津市営住宅管理センターにおいて運用及び管理している住宅管理システムの保守業務
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	2, 0 4 6, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 三重県松阪市石津町字地蔵裏 3 5 3 番地 1 〔名 称〕 株式会社 松阪電子計算センター
契約相手方の選 定 理 由	当該業者は、住宅管理システムの開発業者であり、システムの内容に精通している。当該業者以外の業者が本業務を実施する場合、当該システムの仕様を熟知している必要があるが、その仕様は当該業者独自のものであり公開されておらず、当該業者以外の業者では適切な対応が行えないことから、当該業務の円滑かつ適正な実施が図れる上記の業者を選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。